

# 在外選挙これだけは必ず! -Q&Aで調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.12.15

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350



在外選挙投票と開票手続きについて教えて下さい。



在外選挙人や国外不在者申告人は選挙管理委員会が発送した投票用紙などを持参し公館や公館代替施設に設置された在外投票所に行って投票しなければならず、記票された在外投票用紙は区・市・郡選挙管理委員会に送られ、選挙日投票締め切り時刻後、開票します。

在外選挙人登録申請や国外不在者申告をすれば区・市・郡選挙管理委員会が在外投票用紙などを作成し選挙日前 25 日までに在外選挙人と国外不在者申告人に国際特急郵便(EMS)で発送します。この時、投票用紙が正確に送付されるように申請。申告書に国外居所を正しく記載しなければなりません。在外選挙管理委員会は選挙日前 14 日から選挙日前 9 日までの期間中 6 日間以内の在外投票所運営期間と在外投票所の名称・所在地を定めてインターネットホームページなどに掲示します。在外選挙人や国外不在者申告人は公館や公館代替施設に設置した在外投票所に行って投票します。このように投票が行われると在外投票管理官(公館長)は外交郵便を利用して在外投票用紙を中央選挙管理委員会に送り中央選挙管理委員会はこれを区・市・郡選挙管理委員会に送ります。区・市・郡選挙管理委員会は選挙日投票締め切り時刻後に開票します。

## 投・開票手続き

